

徳島県告示第三百八十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の清算人の就任について届出があったので、同法第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和五年八月十五日

徳島県知事 後藤田 正 純

一 土地改良区の名称

熊谷土地改良区

二 就任清算人

氏 名	住 所
湯 浅 数 海	阿南市熊谷町正境二二三
湯 浅 博 幸	シル谷一九八―二
須 賀 和 代	一八一―三
横 石 和 茂	一八三―三
久 武 勝	丸山ノ下一五
湯 浅 峯 雄	九一五
湯 浅 聖 治	大谷二八一―
湯 浅 昭 彦	ヨノエ二五―二
湯 浅 博 幸	熊谷八
山 本 健 司	金ヤ五